

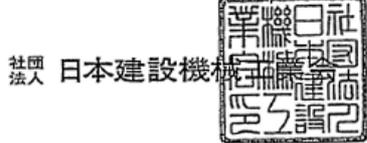
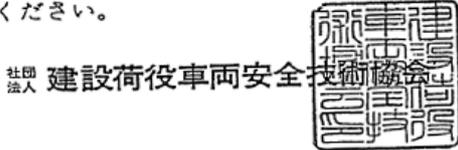
お 客 さ ま へ

この〔不整地運搬車・車両系建設機械・高所作業車〕は、労働安全衛生法第45条第2項による特定自主検査が義務づけられています。
期限までに必ず特定自主検査を実施してください。

なお、この機械の第1回検査期限は 年 月です。

特定自主検査は国の定めた資格を有するものでなければ実施できません。
事業内検査の場合を除き、労働大臣、または都道府県労働基準局長に登録済の検査業者にご依頼ください。

なお、検査業者名簿は都道府県労働基準局に備えてありますので、ご利用ください。



モデル名	製造番号	顧客名称
機械納入年月 年 月		顧客住所

特定自主検査実施経歴

	実施年月日	標章番号	検査業者名	検査業者登録番号	検査者名
1 回	年 月 日				
2 回	年 月 日				
3 回	年 月 日				
4 回	年 月 日				
5 回	年 月 日				
6 回	年 月 日				